

長岡市公告第144号

簡易評価型プロポーザル方式による計画策定業務委託の実施について（公告）

簡易評価型プロポーザル方式による計画策定業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成19年7月12日

長岡市長 森 民 夫

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による計画策定業務委託は、長岡市住宅政策マスタープラン策定業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託概要

- (1) 委託番号 住建委第2号
- (2) 委託名 長岡市住宅政策マスタープラン策定業務委託
- (3) 委託期間 平成19年9月下旬（予定）から平成20年3月31日まで
- (4) 委託内容 長岡市住宅政策マスタープラン策定業務

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件に該当するものであることを要します。

- (1) 平成19年度において長岡市に入札参加資格を有するコンサルタント等であること。
- (2) 過去10年以内（平成9年4月1日以降）に住宅政策マスタープラン等のコンサルティング業務の実績を有していること（建設、設計系のコンサルタントを除く。）。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、平成19年7月19日（木曜日）までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（第2号様式）を長岡市都市整備部建築住宅課に提出してください。

提出方法は、持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファックス又は電子メールとします。

ただし、ファックス及び電子メールの場合は、着信を確認してください。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、平成19年7月25日（水曜日）までに、当該

プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第3号様式）により質問することができます。

質問に対しては、平成19年7月31日（火曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 平成19年8月21日（火曜日）まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限ります。）
- (3) 提出場所 〒940-8501
新潟県長岡市幸町2丁目1番1号
長岡市都市整備部建築住宅課
電話：0258-39-2265（直通）
ファックス：0258-39-2293
e-mail：kenjuu@city.nagaoka.lg.jp

7 提案を求める事項

(1) 会社概要

- ア 社名
- イ 本社、県内の支社、支店及び営業所の所在地
- ウ 資本金
- エ 従業員数（本社、支社、支店及び営業所別）
- オ 業務内容

(2) 業務実績

過去10年以内（平成9年4月1日以降）の住宅政策マスタープラン等のコンサルティング業務実績について、次のとおり作成してください。

- ア 業務の名称
- イ 履行期間
- ウ 委託者
- エ 概略（100字以内）
- オ 各々の契約書の写し

(3) 本業務の担当予定者の氏名及び経歴

予定者が複数である場合は、主担当者を明示してください。

(4) 本業務への取組体制

本業務への対応予定体制を記載してください。

また、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制についても御記入願います。

(5) 取組方針や内容等

地方都市の先進事例や今までの当市の取組内容等を踏まえ、貴社の現時点における認識や考え方を提案願います。

- (6) 貴社のアピールポイント
- (7) 費用見積り

8 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次のすべての要件に該当する者の中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が予定価格以内であること。
- (3) プレゼンテーションが規定時間内で完了していること。

9 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出された参加資格確認申請書及び提案書は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。
- (3) 提出された参加資格確認申請書及び提案書は、返還しません。
- (4) 不明な点については、長岡市都市整備部建築住宅課にお問合せください。